（注記）
段階１：測定誤差を低減するために、オフの測定時間を延長してもよい。オフ時の消費電力はＴＥＣ計算に使用されないことに留意する。
段階２：機器に稼働準備（レディー）インジケータが装備されていない場合、消費電力値が稼働準備水準に安定するまで待機する。
段階３：１枚目の用紙が機器から排出されるまでの時間を記録した後、残りのジョブを中止してよい。
段階４：この時間内に機器のスイッチがオフになる場合、その時点のスリープ時の消費電力量とその時間を記録する。段階５を開始する前に、最終スリープモードに入ってから１時間経過するまで待機する。スリープ時の消費電力値はＴＥＣ計算に使用されない。また、機器が１時間以内に自動オフに入る可能性があることに留意する。
段階５：ジョブの開始から計測して15分とする。製品は本試験方法で評価されるために、ジョブ表で要求されているジョブを15分のジョブ間隔以内に完了できなければならない。
段階６：スリープから稼動準備（レディー）への移行遅延時間がごくわずかである機器は、段階６～８をスリープ又は自動オフから開始してよい。
段階９：段階９の開始以前に機器が既に自動オフに入っている場合、最終消費電力量と最終時間の値は、ゼロである。
段階10：精度を高めるために自動オフの時間を延長してよい。
測定用画像：試験開始前に画像の原本を原稿送り装置に用意してよい。機器に原稿送り装置が無い場合は、プラテン上に置いた原本１枚から画像を複写する。

③算出式：
１）すべての製品機種に共通する式
・ジョブに必要な平均消費電力量＝（ジョブ２＋ジョブ３＋ジョブ４）／３
・１日当たりのジョブに必要な消費電力量
＝（ジョブ１×２）＋[（１日当たりのジョブ数－２）×ジョブに必要な平均消費電力量]
２）ＴＥＣ値
・１日当たりの自動オフ時の消費電力量
＝［24時間－{（１日当たりのジョブ数／４）＋（最終時間×２）}］×自動オフ時の消費電力
・１日当たりの消費電力量
＝１日当たりのジョブに必要な消費電力量＋（２×最終時の消費電力量）＋１日当たりの自動オフ時の消費電力量
・ＴＥＣ＝（１日当たりの消費電力量×５）＋（自動オフ時の消費電力×48）

四十九　省エネルギー型複合機（複合機（複写機、プリンタ、スキャナ又はファクシミリの機能のうち２つ以上の機能を実行する、単一きょう体又は機能的に統合された構成装置をいう。）のうち、消費電力量が次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準ＴＥＣ値を上回らないものに限る。）

区分		基準ＴＥＣ値
種別	製品速度（ipm）	
モノクロ複合機	10ipm以下	Ｅ＝1.5
	10ipm超26ipm以下	Ｅ＝0.10×ipm＋0.5
	26ipm超68ipm以下	Ｅ＝0.35×ipm－6.0
	68ipm超	Ｅ＝0.70×ipm－30.0
カラー複合機	26ipm以下	Ｅ＝0.10×ipm＋3.5
	26ipm超62ipm以下	Ｅ＝0.35×ipm－3.0
	62ipm超	Ｅ＝0.70×ipm－25.0

（備考）ＴＥＣ値の算出において、①測定要件及び②測定手順は、省エネルギー型複写機と同様とする。③算出式は、下のとおりとする。
（プリント機能付き複合機の場合）
・１日当たりのスリープ時の消費電力量
＝［24時間－{（１日当たりのジョブ数／４）＋（最終時間×２）}］×スリープ時の消費電力
・１日当たりの消費電力量
＝１日当たりのジョブに必要な消費電力量＋（２×最終時の消費電力量）＋１日当たりのスリープ時の消費電力量
・ＴＥＣ＝（１日当たりの消費電力量×５）＋（スリープ時の消費電力×48）
（プリント機能の無い複合機の場合）
・１日当たりの自動オフ時の消費電力量
＝［24時間－{（１日当たりのジョブ数／４）＋（最終時間×２）}］×自動オフ時の消費電力
・１日当たりの消費電力量
＝１日当たりのジョブに必要な消費電力量＋（２×最終時の消費電力量）＋１日当たりの自動オフ時の消費電力量
・ＴＥＣ＝（１日当たりの消費電力量×５）＋（自動オフ時の消費電力×48）

五十　高効率テレビジョン受信機（省エネ法施行令第21条第４号に掲げるテレビジョン受信機（液晶パネル又はプラズマディスプレイパネルを有するものに限る。）のうち、テレビジョン受信機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成22年経済産業省告示第24号）の２－２に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率以下のものに限る。）

区分				基準エネルギー消費効率
画素数	受信機型サイズ	動画表示	付加機能	
ＦＨＤ	19Ｖ型未満	液晶ノーマル	下記以外のもの	Ｅ＝59
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝71
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝83
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝95
		液晶倍速	下記以外のもの	Ｅ＝74
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝86
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝98
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝110